

栄養成分表示について

健康増進法

- 厚生労働大臣は、食事による栄養摂取量の基準(食事摂取基準)を定める。
- 内閣総理大臣は、販売に供する食品につき、栄養表示成分に関する基準(栄養表示基準)を定める。
- 販売に供する食品につき、栄養表示をしようとする者は、栄養表示基準に従い、必要な表示をしなければならない。

健康増進法施行規則 (厚生労働省令)

国民の栄養摂取の状況からみてその欠乏・過剰な摂取が国民の健康の保持増進に影響を与えている栄養素を定める。

食事摂取基準(厚生労働省告示)

健康増進法施行規則に定められた各栄養素につき、摂取量の基準を定める。

栄養表示基準 (消費者庁告示)

健康増進法施行規則に定められた栄養素の中から、基準の対象となる栄養成分を定め、その量に関し表示すべき事項及び表示の方法を定める。

健康政策と
食品表示政
策との調整